

国民健康保険被保険者証の 郵送方法が変わります



令和3年度から、
被保険者証（70歳以上75歳未満の方は「被保険者証
兼高齢受給者証」）の郵送方法を
「簡易書留郵便」から「特定記録郵便」へ変更します



これまで被保険者証は配達員から直接お受取りいただく「簡易書留郵便」で郵送していましたが、日中不在の方の事情を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より人との接触を極力減らすためにも、令和3年度以降は、郵送方法を「特定記録郵便」へ変更して、7月中旬頃に被保険者証（70歳以上75歳未満の方は「被保険者証兼高齢受給者証」）を郵送します。

特定記録郵便は、配達の際にご自宅の郵便受箱に投函されます。配達時に不在でも受け取ることができ、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。

■これまで通り簡易書留郵便による郵送をご希望の方へ

6月末までに国保医療課窓口でご申請いただくか、お問い合わせください。



<お問い合わせ先> 国保医療課・国民健康保険係 TEL 0790-42-8721